

新潟県食品衛生責任者制度運営要綱

令和3年10月1日 最終改正

第1 目的

食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）別表第17第1号及び新潟県食品衛生法施行細則（昭和48年新潟県規則第39号。以下「施行細則」という。）第16条に基づく食品衛生責任者制度の効果的な運営を図ることにより、営業施設における食品衛生の自主管理体制の確立を図り、もって食品衛生の向上を確保することを目的とする。

第2 食品衛生責任者の掲示

- 1 営業者は、食品衛生責任者の氏名を食品取扱場の見やすい場所に掲示する。
- 2 前項による食品衛生責任者の氏名の掲示は、別記様式によるものとする。

第3 講習会

- 1 施行細則第16条第1項第1号に規定する食品衛生責任者養成講習会は、公益社団法人新潟県食品衛生協会（以下「県食協」という。）が開催する食品衛生責任者養成講習会（以下「養成講習会」という。）とする。
- 2 施行細則第16条第1項第2号に規定する「これらに準ずるものとして知事が認める講習会」は、次の講習会とする。
 - (1) 他都道府県知事等が行う又は適正と認める講習会
 - (2) 公益社団法人日本食品衛生協会又は県食協が行う食品衛生指導員養成のための講習会
 - (3) 平成10年4月の養成講習会制度開始後に既存の食品衛生責任者として実務講習会を3回受講することにより、県食協から「養成講習会を受けた者と同等以上の知識を有する」と認められ、認定証書の交付を受けた者も、適正と認める講習会を受講したものとみなす。
- 3 施行細則第16条第2項第1号に規定する食品衛生責任者実務講習会は、県食協が県の指導により開催する食品衛生責任者実務講習会（以下「実務講習会」という。）とする。
- 4 施行細則第16条第2項第2号に規定する「これらに準ずるものとして知事が認める講習会」は、次の講習会とする。
 - (1) 新潟県調理師会が調理師を対象として行う調理師の再教育に関する講習会
 - (2) 新潟県製菓衛生師協会が製菓衛生師を対象として行う製菓衛生師の資質の向上に関する講習会
 - (3) 県食協が主催する新潟県食品衛生推進大会又は地区食品衛生協会が行う食品衛生指導員研修会
 - (4) 実務講習会受講対象年度の養成講習会並びに第3第2項第1号及び第2号に定め

る講習会

第4 養成講習会

- 1 この講習会は、省令別表第17第1号口に該当しない者が食品衛生責任者の資格を得るために受講する。
なお、省令別表第17第1号口に該当しない者を食品衛生責任者として定めた場合は、その日から1年以内に、その者に受講させるものとする。
- 2 講習会の科目、時間等の具体的内容は、県の指導により県食協が別に定める。

第5 実務講習会

- 1 この講習会は、食品衛生法（昭和22年法第233号。以下「法」という。）第54条で規定する営業（法第68条第3項において準用する場合も含む。）における食品衛生責任者が食品衛生に関する最新の知見を修得するためのものであり、業態別に4年ごとに受講するように努める。
なお、複数の業態を兼業している場合は、製造業、調理業、販売業の順により上位の業態において受講すれば足りる。
- 2 講習会の科目、時間等の具体的内容は、県の指導により県食協が別に定める。
- 3 実務講習会の業態区分は次による。
なお、営業実態から次の区分によりがたい場合は、実態に応じて区分を変更することが出来る。
 - (1) 製造業
集乳業、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、食肉処理業、食品の放射線照射業、菓子製造業、アイスクリーム類製造業、乳製品製造業、清涼飲料水製造業、食肉製品製造業、水産製品製造業、氷雪製造業、液卵製造業、食用油脂製造業、みそ又はしょうゆ製造業、酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業、冷凍食品製造業、複合型冷凍食品製造業、漬物製造業、密封包装食品製造業及び添加物製造業をいう。
 - (2) 調理業
飲食店営業及び法第68条第3項に規定する営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する施設（集団給食施設）をいう。
 - (3) 販売業
調理機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業、食肉販売業、魚介類販売業、魚介類売り営業及び食品の小分け業をいう。
- 4 法第57条第1項で規定する営業における食品衛生責任者が実務講習会を受講する場合は、業態に応じて製造業又は販売業の区分において受講する。
- 5 保健所長は、講習の受講を円滑に進めるため、当該年度の実務講習会受講対象者について、地区食品衛生協会長に名簿を送付するものとする。

附 則

この要綱は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

改正要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 現に食品衛生責任者として届出を行っている者で、改正要綱施行前に責任者講習会を受講した者は、養成講習会を受講した者とみなす。
- 2 改正要綱施行前に届出のあった者は、実務講習会を受講した時点で養成講習会を受講したものとみなす。

附 則

改正要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

改正要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

改正要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

改正要綱は、平成26年3月25日から施行する。

附 則

改正要綱は、平成29年4月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

改正要綱は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 現に食品衛生責任者として届出を行っている者は、引き続き食品衛生責任者とみなす。
- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年10月9日政令第123号）附則第2条、並びに食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和2年12月25日新潟県条例第51号）附則第2項及び第3項の規定による営業における食品衛生責任者の実務講習会業態区分については、なお従前の例による。

附 則

改正要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別記様式

The diagram shows a rectangular certificate template with a height of 95mm and a width of 225mm. The certificate is divided into two main sections. The left section is titled '食品衛生責任者' (Food Hygiene Responsible Person) and contains a label '氏名' (Name) followed by a rectangular box for the name. The right section is titled '受講証' (Certificate of Completion). Below the diagram, two labels with leader lines identify the name entry box as '氏名記入欄' (Name Entry Field) and the right section as '受講済証のちょう付場所' (Attachment Point for Certificate of Completion).

95mm

食品衛生責任者

氏名

受講証

225mm

氏名記入欄

受講済証のちょう付場所